

平成 26 年度島根県の社会福祉政策への提言・要望に対する対応状況

番号	分野	担当課	提言・要望の内容	対 応
1	地域福祉	地域福祉	<p>【コミュニティソーシャルワーカーの専任配置】</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーを、概ね地域包括支援センターエリアごとに1名ずつ専任配置されるよう、市町村へ働きかけること。</p>	<p>○コミュニティ・ソーシャルワーカー等の配置に活用可能な国の事業「安心生活創造推進事業」について、各市町村の民生主管課に事業内容の説明と活用の検討を呼びかけた。</p>
2	防 災	原子力安全対策	<p>【島根県災害対策本部と県社協災害救援本部の一体的な移設】</p> <p>県災害対策本部と県社協災害救援本部(県社協災害ボランティアセンター機能含む)の連携の必要性を鑑み、原子力災害時等には両者を一体的に移設するとともに、その拠点スペースを確保すること。</p>	<p>○県は、「出雲合同庁舎」を代替オフサイトセンターと県災害対策本部機能の移転先とし、「県立浜山体育館」を県の各部局の災害対応業務の拠点施設として活用することとしている。</p> <p>○県社協災害救援本部など県の災害対応業務の実施と密接に関連する機関の移転先の確保については、今回の要望を踏まえ、「県立浜山体育館」での県の業務や人員配置を具体的に検討する中で併せて検討する。</p>
3	民生委員	地域福祉	<p>【民生委員・児童委員研修体系の再編】</p> <p>民生委員・児童委員一人ひとりのスキルを総体的に高めていくために、県域における研修体系の一層の充実・強化すること。</p>	<p>○島根県民生児童委員協議会に対する法定研修については、平成 25 年度に中堅研修の強化、テーマ別研修の新設を行った。</p> <p>○さらに平成 26 年度からは、経験年数の少ない委員の一層のスキルアップを図るため初任者研修の強化を行うこととした。</p>
4	高齢者	高齢者福祉	<p>【島根らしい地域包括ケアの推進①】</p> <p>定住・中山間地域対策等と福祉が一体となった取組を推進するため、県庁内に地域包括ケア推進プロジェクトチームを設置し、保険者・市町村会議や推進セミナーの開催、研究者など外部専門家によるアドバイザー会議の設置と保険者・市町村への派遣、県内外の好事例の収集・提供等を実施すること。</p>	<p>○市町村が、地域の実情にあった地域包括ケアシステムを構築するためには、社会福祉協議会、社会福祉法人などさまざまな機関と連携する必要があると認識している。</p> <p>○県においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 25 年度から高齢者福祉課にスタッフを設置して、以下のような項目を中心に、市町村の地域包括ケア構築を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> ①県内の好事例の収集、②専門家の派遣等、③県内外の好事例などを紹介 (2) 地域包括ケアには、医療、介護、介護予防、地域支援などの要素もあることから、部内においても施策の調整や情報共有を図る会合を開催して、包括ケアの推進に取り組んでいく。 (3) さらに、庁内の各部局が集まり、地域ごとに活動を行う中山間地域対策プロジェクトチームにおいても、地域包括ケアの構築に必要な見守りなど生活支援や地域福祉の活動の検討もされており、このプロジェクトチームとの連携を引き続き図っていく。

番号	分野	担当課	提言・要望の内容	対応
5	高齢者	高齢者福祉	<p>【島根らしい地域包括ケアの推進②】</p> <p>島根県老人福祉施設協議会会員施設が社会福祉法人の地域貢献活動として取り組んでいる「老人福祉施設の機能を活かした中山間地域等における高齢者の生活支援モデル事業」など地域の実情に応じた先駆的な民間福祉活動をより一層促進させるため、中山間地域等における民間福祉活動を支援する補助制度（既存の「住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金」や「地域包括ケア推進事業交付金」など）の拡充を図ること。</p>	<p>○中山間地域などにおいては、特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人が、地域の福祉を支える中心的な役割を担っていかれるものと考えている。</p> <p>○県では、市町村が社会福祉法人といっしょになって取組みを進めるために、下記のような制度を用意して支援していく。</p> <p>(1) 市町村地域包括ケアシステム交付金（平成 25 年度～） 高齢者福祉課所管 補助対象：市町村 市町村の提案による事業の中で地域の法人等との連携を図る。</p> <p>(2) 住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金（平成 24 年度～） しまね暮らし推進課所管 補助対象：市町村 市町村の行う事業の中で支援メニューを実施していく。（予算枠拡大）</p>
6	権利擁護	地域福祉	<p>【総合的な権利擁護体制の整備】</p> <p>高齢者や障がい者の権利擁護の観点から、①総合相談、②日常生活自立支援事業、③法人後見事業、④成年後見制度の普及啓発事業、⑤市民後見人の養成及び支援事業などを実施する、市町村社協による「権利擁護センター（仮称）」が設置されるよう市町村へ働きかけること。</p>	<p>○権利擁護センター事業の実施については、「コミュニティソーシャルワーカーの配置」と同様に、国の助成制度「安心生活創造推進事業」が活用可能であることから、各市町村の民生主管課に事業内容の説明と活用の検討を呼びかけた。</p>
7	生活・就労	地域福祉	<p>【生活福祉資金相談員の確保】</p> <p>生活福祉資金相談員を平成 26 年度以降も継続配置するとともに、現在未設置である町村社協へ追加配置すること。</p>	<p>○離職者等の生活困窮者の自立を支援するにあたっては、総合支援資金等を借入れた後の相談支援が重要であり、相談員の配置については平成 26 年度も継続する。</p> <p>○平成 27 年度以降の体制の確保や町村部における借受人支援については、現在の国の事業期間が平成 26 年度限りとされているため、今後の国の動向や町村部のニーズ等を踏まえて、県の対応を検討していく。</p> <p>○国に対しても、生活福祉資金相談の体制継続、強化を引き続き要望していく。</p>
8	生活・就労	地域福祉	<p>【生活困窮者に対する「中間的就労」支援制度の創設】</p> <p>生活保護への流入防止及び生活保護からの早期脱却を図る観点から、直ちに一般就労に就くことが困難な者に対する中間的就労に向けた支援が必要であり、その受入先の開拓が求められているため、受入事業所に対する協力報酬や中間的就労者に対する就労手当等の補助制度を創設すること。</p>	<p>○現在、国においては、平成 27 年度からの生活困窮者自立支援法の施行に向け、中間的な就労支援を含む、新たな生活困窮者支援策の詳細についての検討が進められている。</p> <p>○県としても、提案のあった中間的就労の場を確保するための施策については、検討すべき課題であると認識しており、国主催で実施されている生活困窮者自立促進モデル事業ブロック会議の場などで、必要性を提言していく。</p>
9	生活・就労	地域福祉	<p>【入居保障事業の全県の実施と「保証金」への出資】</p> <p>住宅の確保が難しい生活困窮者に対する賃貸住宅への円滑な入居促進を図り、生活困窮者の自立促進支援を目的とした、「入居債務保証支援事業」（仮称）の全市町村での実施と、必要となる「入居債務保証金」へ出資されること。</p>	<p>○生活困窮者の自立にあたっては、安定した住居の確保が重要</p> <p>○県では、県社会福祉協議会が、保証人が確保できないため民間賃貸住宅の入居に苦慮している者に対して行う「入居債務保証事業」の原資について、平成 26 年度に助成を行うこととした。</p>

番号	分野	担当課	提言・要望の内容	対応
10	福祉人材	地域福祉 高齢者福祉	<p>【県民への「介護の魅力」発信】</p> <p>厚生労働省が「介護の日」と定める11月11日が含まれる11月を、「島根の介護を知ろう！月間」（仮称）とし、集中的な広報の展開や啓発イベントを開催することで、広く県民へ介護の魅力等を周知していくこと。</p> <p>また、全県的な取り組みに加え、市町村域での啓発活動や、次代を担う中学生や高校生などを対象にした啓発活動等を行い、きめ細かく実効的な広報活動を展開すること。</p>	<p>○介護の仕事の必要性や魅力、市町村の取組などについて情報発信する事業や、県民及び介護関係者向けのフォーラムを実施することとしており、啓発、情報発信を効果的なものとするため、実施時期等についてよく検討していく。</p> <p>○中高生向け介護職場体験事業を継続するほか、新たに高校生向け介護の仕事ガイドを作成する予定としている。</p>
11	福祉人材	高齢者福祉 青少年家庭	<p>【潜在有資格者再就業支援の促進】</p> <p>潜在有資格者の再就業を促進するため、①潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ（保育付き再就業支援）事業の実施、②潜在有資格者の再就業を促進する雇用モデルの開発・普及、③きめ細かい相談対応による不安の払拭や両立支援のための情報提供から、スキルアップ支援、就職相談・職業紹介までを一貫して支援する体制の整備を図ること。</p>	<p>○介護分野では、潜在的有資格者がスムーズに就労できるように、介護現場で必要とされるコミュニケーション能力の向上や就職の不安を解消するためのセミナーを実施するなど再就業を支援する「介護の就職チャレンジ事業」（受講者：60名程度）に引き続き取り組んでいく。</p> <p>○保育士については、平成25年度から求職者と雇用者のニーズ調査や求職者のマッチング支援等により、潜在保育士の就職支援と保育士確保に苦慮されている保育所を支援することを目的として、保育士・保育所支援センター開設等事業を県社協に委託した。</p> <p>○また、登録保育士と保育所等に対するアンケート調査を実施しました。まずは、平成25年度の事業実績とアンケート調査結果についての把握・検討を行った上で、潜在保育士の方の就職に繋がる効果的な支援の方法について検討していく。</p>
12	福祉人材	高齢者福祉	<p>【看護職員確保対策の推進】</p> <p>福祉・介護分野における看護職員不足解消に向け、福祉・介護分野における看護職の仕事の実際等を紹介したリーフレットの作成、新聞等による広報など、福祉・介護分野における看護職の仕事の啓発を図る「『福祉・介護現場における看護のしごと』啓発事業」を創設すること。</p> <p>看護職等の働きやすい環境整備に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、関係機関・団体等の連携による調査研究やその成果の普及などへ支援されること。</p>	<p>○介護施設における深刻な看護職員不足の解消を図るため、平成26年度から、現任の介護職員が新たに看護資格を取得するために必要な経費を助成する事業を実施することとした。</p> <p>○福祉・介護分野における看護職員の確保策については、引き続き県看護協会とも連携し、福祉・介護の関係団体と一緒に検討していく。</p>
13		地域福祉	<p>【職場研修の充実による福祉人材定着化の促進】</p> <p>島根県社会福祉協議会が県から受託し、平成24年度から実施している「職場研修サポート事業」について、職場内研修を積極的に推進し福祉人材の定着化を図るため、26年度以降の継続・拡充を図ること。</p>	<p>○職場研修サポート事業については、平成26年度も継続する。</p>

番号	分野	担当課	提言・要望の内容	対応
14	福祉サービス水準向上	地域福祉	<p>【福祉サービス第三者評価制度の普及・啓発】</p> <p>本県における評価受審率は低調であり、福祉サービスの質の向上のため、事業所向けアンケートの実施、啓発セミナー・啓発研修等の開催、受審インセンティブ導入等の普及・啓発策を講じ、福祉サービス第三者評価事業の定着に一層努められること。</p>	<p>○第三者評価制度の普及については、事業所向けアンケートを行い受審率向上の検討材料にするとともに、社会福祉法人に対する説明会等の場において一層の普及啓発に努めていく。</p> <p>○厚生労働省において受審インセンティブ向上策が検討されており、その状況についても注視していく。</p>
15	障 害	障がい福祉	<p>【盲ろう者の実態把握と通訳・介助員派遣事業の利用時間数の上限撤廃】</p> <p>盲ろう者の自立と社会参加を促進するために、市町村と連携して県内の盲ろう者の人数や生活課題等の実態把握を行うこと。</p> <p>そのうえで、盲ろう者の社会参加促進に有効な通訳・介助員派遣事業の活用が必要な人への利用を促進するとともに、本事業の利用時間数については上限撤廃を図ること。</p>	<p>○盲ろう者の実態把握については、平成 24 年度に厚生労働省補助事業により、社会福祉法人全国盲ろう者協会が「盲ろう者に関する実態調査」を実施しており、この調査結果を活用し、県内の盲ろう者の生活実施等を把握していく。その上で、通訳・介助員派遣事業について一層の利用促進が図られるよう、市町村窓口を通じて、改めて制度周知を行っていく。</p> <p>○通訳・介助員派遣事業の利用時間数の上限撤廃について現行は、一人当たり年間上限 240 時間を基本としながらも、弾力的に利用できるよう、個々の実情に応じて調整可能としている。</p> <p>○具体的には、年度中途（10～11 月頃）に超過する者へは利用しなかった者の残時間を把握し、不要見込み分を基にして、追加配分を実施している。</p> <p>○さらに、平成 25 年度から、理事会や研修会など当事者団体の活動を行う場合は、別枠で派遣事業を利用できるよう予算措置し、制度を拡充したところである。</p> <p>○なお、盲ろう者通訳・介助員養成研修事業の通訳・介助員の経費については、現在上記の予算で対応していたが、平成 26 年度からこの養成事業費の中で対応することとし、予算を増額したところであり、制度拡充した 25 年度実績を踏まえるとともに、実態把握を行い、検討する。</p>